

学校安全・生命（いのち）の安全教育について

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

教育職員免許法施行規則(妙)【令和6年4月1日施行】

第一章 単位の修得方法等

第三条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状	
最低修得単位数	第二欄	教科に関する専門的事項	三〇	三〇	一六	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）				
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一〇	一〇	六
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	一〇	一〇	六
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術			
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	五	五	五	
		教職実践演習	二	二	二	
第六欄	大学が独自に設定する科目		二六	二	二	

教職課程コアカリキュラム

(学校安全部分の抜粋)

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
(学校と地域との連携および学校安全への対応を含む)

(3) 学校安全への対応

一般目標： 学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

到達目標： 1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む**学校安全の必要性**について理解している。

2) **生活安全・交通安全・災害安全**の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、**安全管理及び安全教育の両面**から具体的な取組を理解している。

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

I 総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
 - 学校安全の取組内容や意識の差
 - 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性
- など

施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

II 推進方策

教員養成段階について記載あり

5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における安全に関する教育の充実

4. 学校における安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

II 学校安全を推進するための方策

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

（6）教員養成における学校安全の学修の充実

教員養成においては、リスク・マネジメントを含む学校安全について、児童生徒等や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えた人材育成が求められる。現行の教職課程においても、こうした教職に必要な素養を身に付けさせるため、教職課程コアカリキュラムのうち、教育の基礎的理解に関する科目の中で学校安全への対応について扱うこととされている。しかしながら、大学等の教員養成機関では、学校安全の3領域全てを深く理解するための十分な学修が確保されていない点が懸念されている。

また、教員養成段階においては、学校安全の3領域を全て取り扱う中で、例えば、過去に発生した重大な事件・事故・災害の事例を用いて正常性バイアスなどの認知バイアスや権威勾配などの心理的な側面についても学修し、学校管理下において類似の事故を発生させないため、学校教育活動を進める上でどのような危険があるのかをイメージできる知識や視点を学べるようにする必要がある。さらに、防災教育を通して児童生徒等のどのような資質・能力を育むのかという視点を学生が持つことができるよう大学等は指導することが望ましい。

【主要指標】

- ・教員養成機関における、**学校安全の取扱状況**（学校安全の3領域、正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱い等）
- ・教員養成機関における、**AEDを用いた実習を含む一次救命処置（BLS）の実施状況**

心肺蘇生等の応急手当に係る取組の実施について

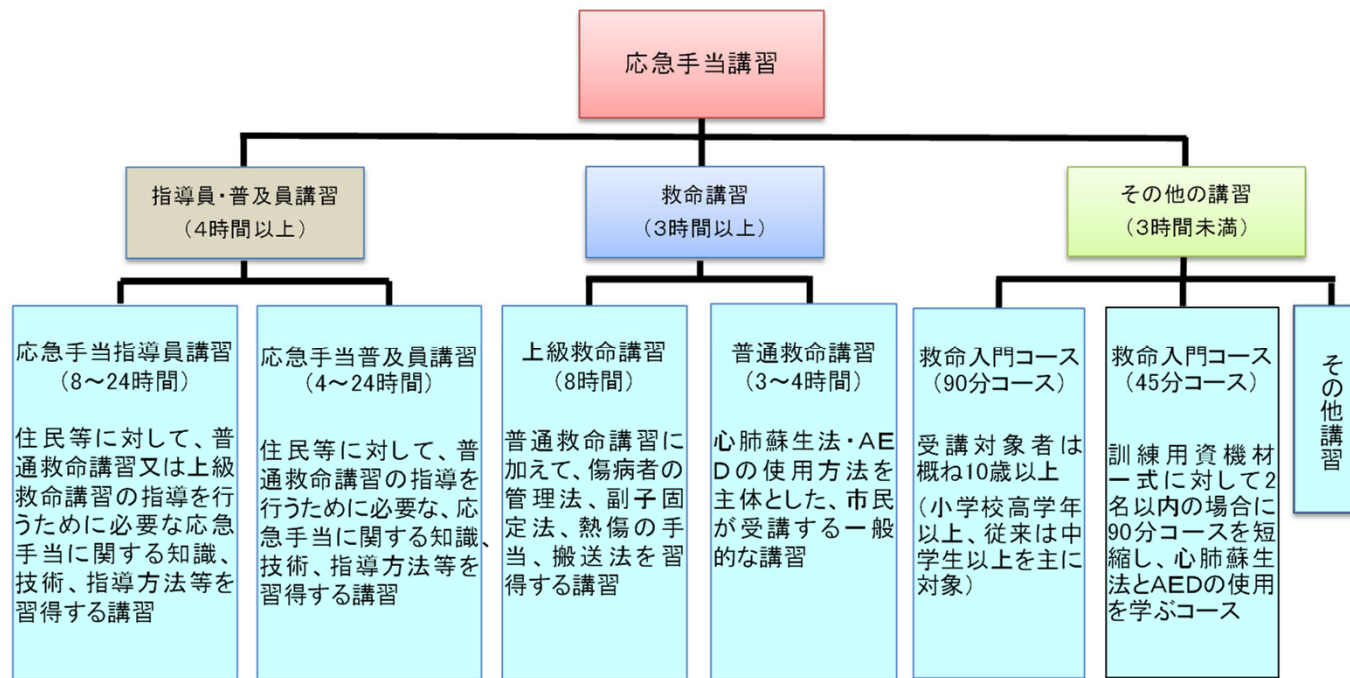
学校で**子供が倒れる・意識を失う事故**が発生

- 直ちに119番通報
- 迅速な応急手当
- 関係者・保護者への連絡

いざという時のために・・・
応急手当については消防等と連携し
実習等を通じて学んでおくことが効果的

令和6年6月3日付け通知（6教参学第14号）で以下を紹介しています

● 各地の消防本部・消防署の協力を得て受講可能な救命講習



- いずれも実習を含む講習
- 具体的な実施規模・やり方は消防と相談

- 消防庁Webサイトで公開しているe-ラーニング「応急手当WEB講習」で座学部分を事前受講するなど、効率的な学習方法の工夫も考えられる

【e-ラーニング「応急手当WEB講習」】
<https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/>



● 消防本部や消防署への相談方法やそのポイント

- ✓ 学生向けの講習受講を希望する場合、**希望する日程、所要時間、講習内容**をおおよそ検討のうえ相談
- ✓ できるだけ学部や学科単位でまとまって受講できるよう工夫
- ✓ **大学からの相談は所轄市区町村の消防本部へ**



第3次計画も踏まえつつ、ぜひ教職課程における積極的な学修をお願いします

文部科学省「学校安全ポータルサイト」にて、「**教職員のための学校安全e-ラーニング**」を公開しています。対象者別で、動画コンテンツと小テストから構成されており、**学校安全の基礎的な内容を効率的に学ぶことができます。**こうした基礎的な内容の学修に加え、**外部講師を招いて防災等の実際を学ぶ機会**を設けたり、**応急救命措置の知識を身に着けるためのAEDを用いた実習**を行うことも有効です。



学校安全ポータルサイト
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

基礎研修① 学校安全の全体概要

はじめに

- 学校安全の重要性
 - [1] 学校安全の意義
 - [2] 第3期教育振興基本計画
 - [3] 学校安全の目標 ~目指すべき姿~
- 学校安全の領域と体系
 - [1] 学校安全の3領域
 - [2] **学校安全の体系**
- 学校安全に関わる法令
 - [1] 安全教育に関わる法令
 - [2] 安全管理と組織活動に関わる法令
- 学校安全計画と危機管理マニュアル
 - [1] 「学校安全計画」
 - [2] 「危険等発生時対処要領」
- 組織活動
 - [1] 組織活動

小テスト

学校安全の体系

0:28 / 0:31

再生速度 × 1

サイトTOPへ戻る | 前のセクションへ | 次のセクションへ

コース名称	対象者	学習目標	コース選択
基礎研修①～③	教職員を目指す学生等	● 学校安全に関する基礎的知識を身に付けている。	基礎研修① 基礎研修② 基礎研修③
初任者等向け研修	教職員となつて1年目からおおむね5年目程度の方	● 児童生徒等に、安全教育を実施することができる。 ● 危機管理マニュアルの内容を理解し、マニュアルに沿つて行動できる。	初任者等向け研修
中堅教職員向け研修	教職員歴がおおむね6年以上で、各学校園において中堅となつて活動する教職員	● 学校安全推進の中核となり、学校安全計画の策定・見直し、危機管理マニュアルの原案作成・改善、各種学校安全活動の企画・調整・評価、校内研修の企画・推進などを行うことができる。	中堅教職員向け研修
管理職向け	管理職、又はそれに準ずる立	● リーダーシップを發揮して、校内における	

「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引き等について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

教材・指導の手引き等の内容

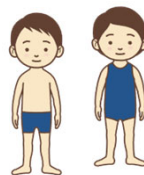
- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。
- ・教材動画、教員研修用動画を作成。

（教材の主な内容）



【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



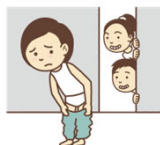
【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。

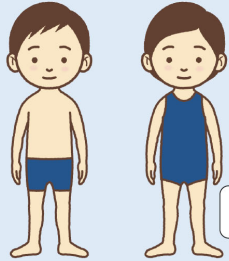
教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



幼児向け教材例

みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



いろんなひとに
みせるところ
じゃないだね！

くち・かお もだいじだよ！

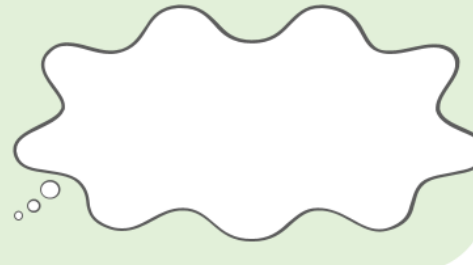


10

小学生（低・中学年向け）教材例

ワークシート

びっくりしたり、いやなきもちに
なったりするときって
どんなときかな？

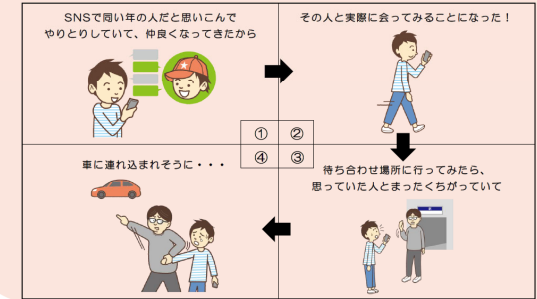


15

小学生（高学年）向け教材例

SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らしいいい人なのか？



8

中学生向け教材例

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な間柄の相手から
ふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力

精神的暴力

性的暴力

経済的暴力



- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをしていませんか？

相手を独占したり、束縛したりすることが愛情表現
愛があれば暴力は許される
男は強引なほうがいい
女は素直にしたがうもの

親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切に
しましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言える
- 相手がいやがることはしない

7

高校生向け教材例

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切にして、
相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を
大切にする

相手を
大切にする

暴力を
ゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

自分の下着姿や裸の写真を
撮ったり、送ったりしない

相手の下着姿や裸の写真を
送らせたり、SNSに投稿したりしない

誰かの性的な写真が送られてきたら、
そのままにしないで
信頼できる人に相談しましょう

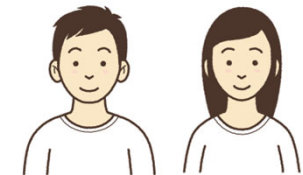


13

高校生（卒業直前）・大学生・一般向け
啓発資料例

お互いの心と体を
大切にするために

—性暴力のない社会に向けて—



誰もが自分の心と体を尊重される権利を持っています。
しかし、望まない性的な行為によって、その権利が侵害されてしまいます。
この冊子には、自分の心と体を大切に、
周りの人の心と体も大切にするためのヒントが書かれています。
一人で、あるいは周りの人と一緒に読んで、
今日から自分に何ができるかを考えてみましょう。

目次

- 性暴力とは
- どのような被害が起きているの？
- 身近でこのような被害が起きています
- 性暴力が起きないようにするには
- 困った時はどうすればいいの？
- 相談先

各段階の教材・指導の手引き等は、以下のURL及び左記QRコードよりダウンロードできます。
各学校において、授業等での教材の投影・配付等をお願いいたします。
文部科学省ホームページ：「性犯罪・性暴力対策の強化について」
(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



生命（いのち）の安全教育 動画集

文部科学省では、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、本取組にご活用いただくため、動画コンテンツを作成・公表しています。

教材動画

児童生徒の1人1台端末等で動画教材をご活用いただくことで、授業等における取組の充実や家庭等における学習も含めた効果的・効率的な学習の実施が考えられるため、積極的に御活用ください！

動画教材掲載HP
はこちら→



幼児期

小学校（低・中学年）

小学校（高学年）

中学校

高校



教員研修用動画

独立行政法人教職員支援機構の「校内研修シリーズ」において、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を公開しています。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修等で積極的にご活用ください！

校内研修シリーズ

子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための「生命（いのち）の安全教育」について

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育調査官

森本 晋也



<動画の構成>

- 1 子供の性被害にかかる現状
- 2 「生命（いのち）の安全教育」とは
- 3 各発達段階の指導内容の紹介

動画視聴は
こちらから→



生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）における「生命（いのち）の安全教育」の記載について

- ・「生徒指導提要」とは、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等**について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書**として作成したものです。
- ・平成22年に初めて作成して以降、いじめ防止対策推進法等の関係法規の成立など学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化するとともに、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況を踏まえ、**生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理し、今日的な課題に対応していくため、12年ぶりの改訂を行い、令和4年12月に公表。**

「生命（いのち）の安全教育」の関連箇所

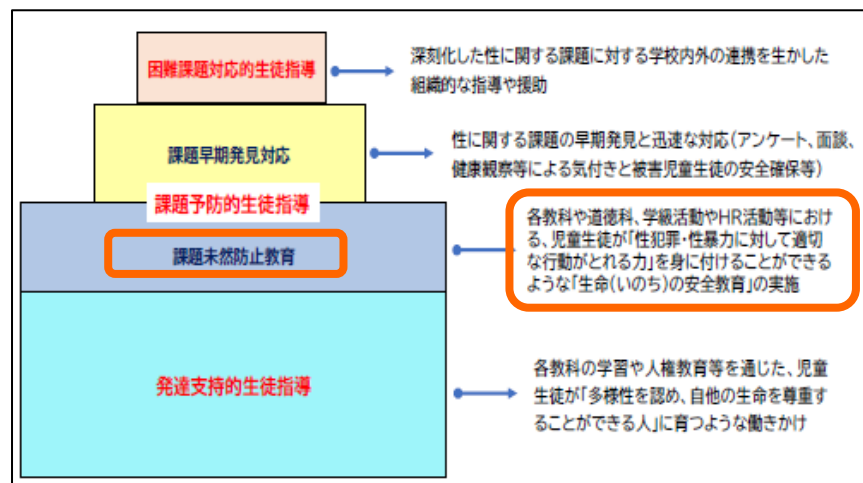
「第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導－第12章 性に関する課題」（P255～P261）

12.3 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造

<ポイント>

性犯罪・性暴力に関する対応について、生徒指導の観点から整理

○該当箇所抜粋



<図19 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造>

……発達支持的生徒指導としては、各教科の学習や人権教育等を通して、「多様性を認め、自他の生命や人権を尊重することができる人」に育つように働きかけます。

課題未然防止教育としては、各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施します。

課題早期発見対応としては、健康観察等から問題の予兆を見逃さず、気付いたら被害者の安全確保を第一に迅速な対応を行います。問題が深刻化している場合には、学校内外の連携に基づき「チーム学校」として、組織的な指導・援助を行うこととなります。

12.3.1 「生命（いのち）の安全教育」による未然防止教育の展開

<ポイント>

- ・「生命（いのち）の安全教育」を推進する基盤として、安全で安心な学校環境をつくることも不可欠とし、「生命（いのち）の安全教育」の目標及び各発達段階に応じたねらいを示す。
- ・児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、適切に「生命（いのち）の安全教育」を実施するための留意事項を示すとともに、未然防止教育における具体的な取組を示す。

○該当箇所抜粋

表3 「生命（いのち）の安全教育」の各段階におけるねらい

段階	ねらい
幼児期	幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようにする。
小学校 (低・中学年)	自分と相手の体を大切にできる態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
小学校 (高学年)	自分と相手の心と体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
中学校	性暴力に関する正しい知識をもち、性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。

未然防止教育では、どのような被害が起きるのかを正しく理解することが出発点になります。その上で、自ら考え、相手の意思を尊重した行動がとれるような態度や姿勢を身に付けることができるように働きかけます。具体的には、次のような取組を行います。

- ・幼児期や小学校低学年の早い時期から、他の人の水着で隠れる部分を見たり触ったりすること、口や体に触れることは、相手に不快な思いをさせることであることを、発達を踏まえ、分かりやすく指導する。
- ・小学校高学年や中学校の段階では、裸の写真を撮らせる・送らせることは、性的加害であり犯罪を含む危険であることを理解させる。
- ・中学校や高校の段階では、「デートDV」等を例に挙げ、親密な間柄でも相手が嫌ということはしない、という認識の醸成に向けた指導を行う。

「生命（いのち）の安全教育」の取組に関する実践事例集

- 学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全国展開を加速化するための取組の一つとして、実践事例集を作成
- 幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の多様な事例を掲載

事例集の内容

- I 事業概要
- II 各実践校における全体計画例
- III 『生命（いのち）の安全教育』実践事例（学校種別）
 - 1 幼稚園・保育園・認定こども園
 - 2 小学校
 - 3 中学校
 - 4 高等学校
 - 5 特別支援学校（学級）

保健体育科、特別活動(学級活動)等における実践事例を掲載

- IV 資料編
 - 資料1 事例集作成に係る検討会における意見 ※授業での留意点
 - 資料2 性犯罪・性暴力被害に関する実態データ
 - 資料3 各実践校にて使用したスライド教材（別冊）

学習指導要領等との関連箇所、授業展開例、指導上の留意点等をまとめています。

学年 中学2年生



生命（いのち）の安全教育

*授業の座標

取組概要と工夫	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保健体育科（保健分野）において指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組に関する指導形態 : 学級別 ・ 取組に関する指導者 : 教科担任 ・ 取組における指導内容 : 自他のSNS ■ 「人権と生命を尊重する教育の推進」を「イートソンの理解」を起点に、発達段階の良い人間関係に関する学びを構成している。
題材の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心と体には距離感があるという認識を身にできるようにする。 ・ 距離感が守られないときに取るべき行動ようにする。 ・ 性暴力の例や背景を理解し、デートDVについて考え、安全な意思決定ができる。 ・ お互いの気持ちを尊重し、より良い（望ましい）人間関係を構築しようとする態度を養う。
題材について	自分や相手、一人一人を尊重することへの思考や態度を身に付ける必要がある。
学習指導要領との関連	<p>中学校学習指導要領 保健体育【保健分野】 2 内容 (3) 傷害の防止について、課題を発見し、を身に付けることができるよう指導する。 ア 傷害の防止について理解を深める イ 傷害の防止について、危険の予測と。</p>

指導計画		
時	主な学習活動	指導上の留意点
1	<ul style="list-style-type: none"> ● より良い人間関係について理解する。 ● 心と体の距離感について考える。 ● 性暴力（デートDV、SNS）について理解する。 ● 性暴力が起きないようにするための方法について考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心と体には距離感があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。 ・ 距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。 ・ お互いの気持ちを尊重し、より良い（望ましい）人間関係を構築しようとする態度を養う。
2	<ul style="list-style-type: none"> ● 性被害に遭ったときの対応方法を理解する。 ● 事例をもとに性被害への対処方法について話し合い、対応力を高める。 ● 性被害の相談先について知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例をとらえて、性暴力の例や背景を理解し、デートDV、SNSで見えない相手とながらることの危険性について考え、安全な意思決定ができるようにする。

授業の展開		
1 時間目の展開		
ねらい	主な学習活動	指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> ● より良い人間関係について理解する。 ● 心と体の距離感について考える。 ● 性暴力（デートDV、SNS）について理解する。 ● 性暴力が起きないようにするための方法について考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学習活動 ■ 主な発問・生徒の反応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習上の留意点について知る。 ・ 授業のねらいと授業内容を説明する。
<ul style="list-style-type: none"> ● 授業の目的や「生命（いのち）の安全教育」の全体像を知る ● より良い人間関係について理解する。 ■ 良い人間関係とはどのようなものか考えてみよう。 ・ 相手のことを思いやることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習中に不調を来して退出したい等の場合は教員に申し出て良いことを伝える。 ・ 授業のねらいと授業内容を説明する。 ・ 良い人間関係とはどのようなものか問いかけ、小集団での話し合いを進めながら、生徒が十分に考えることができるようにする。 	

生命（いのち）の安全教育の取組に関する実践事例集は、以下のページに掲載しております。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL） https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



「生命（いのち）の安全教育」の取組事例 ～学校～

※令和4年度の取組事例

事例① 東京学芸大学附属幼稚園小金井園舎

クラス活動など

【取組概要】

- ◆対象：4～5歳児
- ◆内容（指導者：養護教諭）
 - ・自他の尊重／性暴力
（自分だけの大切なところ（プライベートゾーン）
についての理解、自分の身を守る方法 等）



◆工夫点

- ・「[家庭とともに「生命（いのち）の安全教育」を目指して保護者説明会](#)（※）を実施。

（※）養護教諭から園の指導内容について説明、講師（東京学芸大学大学院教授）による講話

◆成果

- ・説明会及び園児への指導後は、園の指導で足りない部分を家庭で補足してもらったり、園で指導した内容を家庭で伝え合ったりしたことが報告され、相乗効果がみられた。

事例② 千葉市立西小中台小学校、 千葉市立有吉小学校

特別活動

【取組概要】

- ◆対象：小学3・5年生
- ◆内容（指導者：外部講師、学級担任）
 - ・自他の尊重／性暴力／SNSの危険性
（自分と他の人の大切なところの理解、お互いの
体を守るルールを理解、嫌な気持ちになる場面
での対応方法 等）



◆工夫点

- ・[外部講師（性暴力の専門家）の知見を活用して実施。](#)

◆成果

- ・外部講師と連携し、チーム・ティーチング形式（T1：外部講師、T2：学級担任）で実施することにより、教員が性暴力に関する指導のノウハウを吸収するとともに、児童に対して、心と体の距離感など「生命（いのち）の安全教育」について分かりやすく伝えることができた。

※令和5年度より、千葉市教育委員会の所管する小学校・中学校・高校・特別支援学校で全校実施。

事例③ 大阪市立田島南小学校、 大阪市立田島中学校

特別活動

【取組概要】

- ◆対象：小学1～6年生、中学1～3年生
- ◆内容（指導者：養護教諭、学級担任）
 - ・自他の尊重／SNSの危険性／デートDV
（プライベートゾーン、心と体の距離感、
情報モラル教育、デートDV 等）

◆工夫点

- ・[小中一貫教育として、小・中学校合同で全学年公開授業（保護者参観）を実施。](#)

◆成果

- ・保護者や地域からの信頼のもと、保護者参観を実施し、学校と保護者との間で授業の共有が図れた。
- ・公開授業では、扱いにくいテーマを含むにも関わらず、保護者から前向き・肯定的な意見を多数いただいた。

<小学校の公開授業>

学年	授業内容
1年生	たいせつなところと体～プライベートゾーン～
2年生	みんなむかしは赤ちゃんだった
3年生	子どもの権利条約って知ってる？
4年生	10歳のハローワーク～LSWの視点から～
4年生	隣がいち理解教育指導案「考えようみんなの凸凹」
5年生	愛？それとも支配？～パートナーシップの視点から～
5年生	スマホについて考えよう
6年生	家庭について考えよう～結婚・子育て・親子関係～

<中学校の公開授業>

学年	授業内容
1年生	脳と心と体とわたし～思春期のトラウマとアタッチメント～
2年生	リアルデートDV～支配と依存のメカニズム～
3年生	社会の中の「親」と「子」～子ども虐待の事例から～

事例④ 鳥取県立岩美高等学校

特別活動

【取組概要】

- ◆対象：高校2年生
- ◆内容（指導者：人権教育担当教諭、養護教諭、学級担任）
 - ・自他の尊重／性暴力／デートDV
（「自分の大切さとともに他者の大切さを認める」人権
感覚の育成、デートDVの事例など性暴力について
の理解 等）



◆工夫点

- ・[校内連携によるチーム・ティーチング。](#)
（人権教育担当教諭・養護教諭がメインで指導し、学級担任が生徒のグループディスカッションを支援。）

◆成果

- ・校内の連携体制によって指導効果を高め、学習を通じて、性暴力・性犯罪に関する悩み・問題をひとりで抱え込まなくて良いとの認識や安心感などが醸成された。

※令和5年度より、大阪市教育委員会の所管する小学校・中学校で全校実施。

<その他、令和5年度から全校実施に取り組む教育委員会>（性犯罪・性暴力の防止教育）

東京都（公立小・中学校、高校、特別支援学校、中等教育学校）、福岡県（公立小・中学校、高校、特別支援学校）、さいたま市（公立小・中学校）、浦安市（公立小学校）ほか

「生命（いのち）の安全教育」全国展開の加速化

令和5年度補正予算額

0.3億円

背景等

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に、発達段階に応じた、「**生命（いのち）を大切に**する」「**加害者にならない**」「**被害者にならない**」「**傍観者にならない**」ための「**生命（いのち）の安全教育**」教材及び指導の手引きを公表。
- これまでの性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度）による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月）が決定し、令和5年度～7年度を「更なる集中強化期間」と位置付け、取組を継続・強化することとしている。
- 弱い立場に置かれた子ども・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状等を踏まえ、関係府省会議により、「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月）がまとめられ、パッケージの対策を着実かつ速やかに実行することとされた。

「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」

（R5.7.26 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議及び子どもの性的搾取に係る対策に関する関係府省連絡会議の合同会議決定）

I 三つの強化策の確実な実行

1 加害を防止する強化策

（4）児童・生徒等への教育啓発の充実

すべての子どもたちを対象に、その発達段階に応じて、同意のない性的な行為は性暴力にあたることや、被害者は悪くないこと、被害に遭ったときには信頼できる大人や関係機関に相談できることなどを分かりやすく指導するため、子どもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「**生命（いのち）の安全教育**」について、**これまでの取組を加速させ、全国展開を推進する。**（後略）

これまで、教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施、生徒指導提要に「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集（令和3・4年度実践例）の公表や全国フォーラムの開催を行い、生命（いのち）の安全教育の全国展開を図ってきたところ。

未実施校をなくし、全国展開に向けた取組を加速させるため、授業の実施を支援する動画コンテンツを作成し、全国の教育委員会等を通じて活用を促進する。

取組内容

「生命（いのち）の安全教育」に新たに取り組む**学校等が容易かつ効果的に授業を実施しやすいよう、指導過程を解説した動画**を作成し、全国の教育委員会等を通じて活用を促進する。（既に取り組んでいる学校等においても、取組の継続的な実施のため、動画の活用を促す。）

[6百万円×1本×5対象 = 30百万円]

- 動画
- 発達段階（※）に応じ、指導のねらい・ポイント・配慮事項を、指導過程の中で解説した動画を作成する
（※）①幼児期、②小学校（低・中学年）、③小学校（高学年）、④中学校、⑤高校
 - 各段階別の基礎的な指導内容を中心に、ワーク（ケーススタディ型のグループ活動やロールプレイなど）の進め方等を含む内容とする

※令和6年度現在、制作中です。完成次第周知いたします。

授業の流れ

導入

展開

まとめ

動画化



なるほど！

教育委員会 / 学校

「生命（いのち）の安全教育」教材等の充実・改善

令和6年度補正予算額

0.2億円



文部科学省

背景等

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に、発達段階に応じた、「**生命（いのち）を大切にす**」「**加害者にならない**」「**被害者にならない**」「**傍観者にならない**」ための「**生命（いのち）の安全教育**」教材及び指導の手引きを作成。
- 生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）（※）における性犯罪・性暴力に関する対応として「生命（いのち）の安全教育」の実施が盛り込まれる。
（※）生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書
- これまでの性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度）による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月）が決定し、令和5年度～7年度を「更なる集中強化期間」と位置付け、取組を継続・強化することとしている。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024 （女性版骨太の方針2024）」R6.6.11

生命（いのち）を大切に、子どもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。発達段階に応じ、就学前の教育・保育を含め、学校等において「**生命（いのち）の安全教育**」が**実施されるよう**、これまで構築した多種多様な指導モデルも活用しながら、**自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速化する。**

経済財政運営と改革の基本方針2024 （骨太の方針2024）」R6.6.21

子ども性暴力防止法や「**生命（いのち）の安全教育**」、加害者更生に向けた取組、性嗜好障害に対する治療を含めた子ども性暴力防止に向けた総合的な対策を始め、子どもの安全対策や、産後ケア事業、新生児マスキューニング・新生児聴覚検査・乳幼児健診を推進する

➡ このような背景を踏まえ、「**生命（いのち）の安全教育**」の**全国展開を図るため**、動画教材の作成、モデル事業の実施等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集の公表や全国フォーラムの開催を行っている。

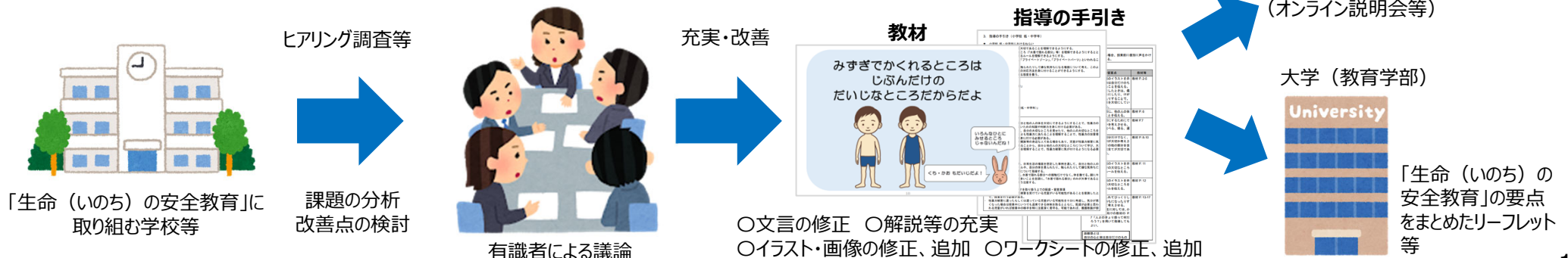
令和6年6月（通常国会）

日本版DBS法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）の可決にあたり、「**子どもが性被害から身を守るために必要な知識を習得できるよう、子ども向けの研修の充実を図るとともに、家族や教員等の子どもにとって身近な存在からの性被害もあり得ることを「生命（いのち）の安全教育」において強調すること**」を求める附帯決議。

教材を活用している学校現場の意見や社会情勢（R5刑法改正：不同意性交等罪の施行）も踏まえ、現状にふさわしい内容であるか教材・手引きの点検を行い、更なる充実や必要な改善を実施。また、今後、大学教員養成課程でも活用。

事業内容

- 「生命（いのち）の安全教育」の実施上の課題について、調査研究を行い、有識者委員会において、「生命（いのち）の安全教育」教材及び「指導の手引き」の更なる充実や必要な改善を行う。
- 改善した教材等の周知を行うとともに、大学教員養成課程で活用できる資料の作成を行う。



○文言の修正 ○解説等の充実
○イラスト・画像の修正、追加 ○ワークシートの修正、追加

（担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

生命（いのち）の安全教育推進事業

令和7年度予算額（案）	19百万円
（前年度予算額）	25百万円
令和6年度補正予算額	20百万円
【事業開始年度：令和3年度】	



背景等

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に、発達段階に応じた、「**生命（いのち）を大切にする**」「**加害者にならない**」「**被害者にならない**」「**傍観者にならない**」ための「**生命（いのち）の安全教育**」教材及び指導の手引きを作成。
- 生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）（※）における性犯罪・性暴力に関する対応として「生命（いのち）の安全教育」の実施が盛り込まれる。
（※）生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書
- これまでの性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度）による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月）を決定し、令和5年度～7年度を「更なる集中強化期間」と位置付け、取組を継続・強化することとしている。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024
（女性版骨太の方針2024）R6.6.11

生命（いのち）を大切にし、子どもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。発達段階に応じ、就学前の教育・保育を含め、学校等において「**生命（いのち）の安全教育**」が実施されるよう、これまで構築した多種多様な指導モデルも活用しながら、**自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速化する。**

経済財政運営と改革の基本方針2024
（骨太の方針2024）」R6.6.21

子ども性暴力防止法や「**生命（いのち）の安全教育**」、加害者更生に向けた取組、性嗜好障害に対する治療を含めた子ども性暴力防止に向けた総合的な対策を始め、子どもの安全対策や、産後ケア事業、新生児マスキング・新生児聴覚検査・乳幼児健診を推進する

これまで、教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施、生徒指導提要に「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集の公表や全国フォーラムの開催を行い、「**生命（いのち）の安全教育**」の**全国展開を図ってきたところ**。
これらの取組を一層加速させるため、「生命（いのち）の安全教育」の普及展開を行う。また、教材・指導の手引き等の改善等の取組についても進める（R6年度補正予算）。

普及展開事業の実施

メニュー①

「生命（いのち）の安全教育」の更なる拡大のため、特定の都道府県や市区町村において**モデル地域を設定し、当該域内での全校実施を目指す教育委員会等**の普及展開に関する取組を支援

メニュー②

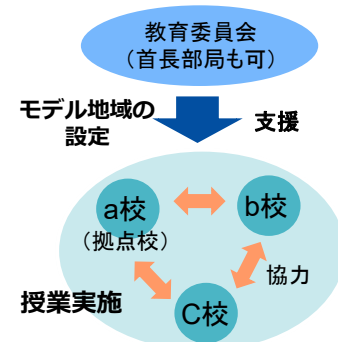
教育委員会等と連携し、**ワンストップ支援センター（注1）運営団体が複数校で「生命（いのち）の安全教育」を実施する取組を支援**

（注1）性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター：自治体の委託等により公益財団等が運営する47都道府県に設置された性犯罪・性暴力に関する相談窓口

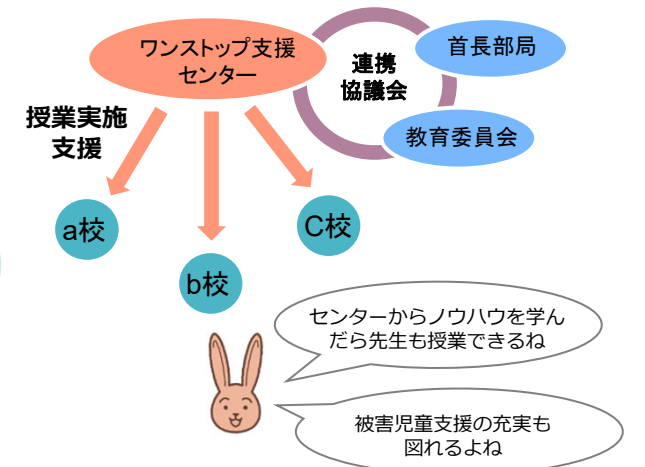
支援内容

- ・モデル地域内での授業実施
- ・未実施校に対するモデルプログラムやノウハウ提供
- ・コーディネーターの設置
- ・研究協議会、研修の実施 等

【教育委員会が実施】



【ワンストップ支援センターが実施】（注2）



（注2）国はワンストップ支援センターと委託契約を締結
（担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）